

[別表 - 1] 使用禁止化学物質リスト・削減対象物質リスト

化学物質	CAS No.	対象化学物質名	含有量裾切値 wt%	備考 (適用除外等の規定)
		(注) スチレン、塩化ビニル等の重合用の化学物質は、各々のモノマーが対象であり、当該モノマーを重合したポリマーに含まれるものは対象外		
1	-	規制動植物の器官・加工品	0	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)及び批准国の国内法規制対象物の意図的添加以外を除く
2	-	規制植物(木含む)	0	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)及び批准国の国内法規制対象物の意図的添加以外を除く
3	90-04-0 91-59-8 91-94-1 etc	発泡剤・架橋剤(分解等により特定アミンを生成するもの)	1	意図的添加で、かつ、一般的な使用方法で分解・還元等で当該アミンを放出するものに限る。 ・裾切値は、発生アミン量ではなく、発泡剤等の含有量とする
4	90-04-0 91-59-8 91-94-1 etc	アゾ染・顔料(分解等により特定アミンを生成するもの)	1	意図的添加で、かつ、一般的な使用方法で分解・還元等で当該アミンを放出するものに限る。 ・裾切値は、発生アミン量ではなく、発泡剤等の含有量とする
5	6731-36-8	1,1-ビス(t-ブチルジオキシ) 3,3,5-トリメチルシクロヘキサン	0.1	意図的添加に限る
6	71-55-6	1,1,1-トリクロロエタン	1	意図的添加に限る
7	79-00-5	1,1,2-トリクロロエタン	1	意図的添加に限る
8	382-21-8	1,1,3,3,3-ペンタフルオロ 2-(トリフルオロメチル)-1-プロペン(別名:PFIB)	30	意図的添加に限る
9	3194-55-6 4736-49-6	1,2,5,6,9,10-ヘキサプロモシクロドデカン	0.1	意図的添加に限る
10	96-18-4	1,2,3-トリクロロプロパン	1	意図的添加に限る
11	3563-36-8 6755-76-6 etc	1,2-ビス(2-クロロエチルチオ)エタン(別名:セスキマスタード)	0.1	意図的添加に限る
12	1460-02-2	1,3,5-トリ-t-ブチルベンゼン	0.1	意図的添加に限る
13	36065-30-2	1,3,5-トリプロモ 2-(2,3-ジプロモ 2-メチルプロポキシ)ベンゼン	0.1	意図的添加に限る
14	63905-10-2	1,3-ビス(2-クロロエチルチオ)プロパン	0.1	意図的添加に限る
15	542-75-6	1,3-ジクロロプロペン(別名:DD)	1	意図的添加に限る
16	81-15-2	1-t-ブチル 3,5-ジメチル 2,4,6-トリニトロベンゼン	0.1	意図的添加に限る
17	142868-93-7	1,4-ビス(2-クロロエチルチオ)ブタン	0.1	意図的添加に限る
18	142868-94-8	1,5-ビス(2-クロロエチルチオ)ペンタン	0.1	意図的添加に限る
19	25973-55-1	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル) 4,6-ビス(4-フルオロフェノール)(別名:ノスリン 220)	0.01	意図的添加に限る
20	36437-37-3	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル) 6-sec-ブチル 4-t-ブチルフェノール	0.1	意図的添加に限る
21	107-06-2	1,2-ジクロロエタン(別名:二塩化エチレン)	1	意図的添加に限る
22	76-93-7	2,2-ジフェニル 2-ヒドロキシ酢酸(別名:ベンジル酸)	30	意図的添加に限る
23	118-82-1	2,2',6,6'-テトラ-t-ブチル 4,4'-メチレンジフェノール(別名:4,4'-メチレンビス(2,6-ジ-t-ブチルフェノール))	0.1	意図的添加に限る
24	732-26-3	2,4,6-トリ-t-ブチルフェノール	0.01	意図的添加に限る
25	52184-14-2	2,4-ジ-t-ブチル-6-[(2-ニトロフェニル)ジアゼニル]フェノール(別名:3,5-ジ-t-ブチル-2-ヒドロキシ-2'-ニトロアゾベンゼン)	0.1	意図的添加に限る

26	3864 99 -1	2,4-ジ- <i>t</i> -ブチル-6-(5-クロロ-2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)フェノール	0.1	意図的添加に限る
27	2668 47 -5	2,6-ジ- <i>t</i> -ブチル-4-フェニルフェノール	0.1	意図的添加に限る
28	1010 74 -8	2-イソプロピルピシクロ[4,4,0]デカン又は3-イソプロピルピシクロ[4,4,0]デカン	0.1	意図的添加に限る
29	2625 76 -5	2-クロロエチルクロロメチルスルフィド	0.1	意図的添加に限る
30	101 -14 4	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン(別名:4,4'-メチレンビス(2-クロロアニリン)、MOCA)	1	意図的添加に限る
31	464 07 -3	3,3-ジメチルブタン-2-オール(別名:ピナコリルアルコール)	30	意図的添加に限る
32	6581 06 -2	3-キヌクリジニルベンジレート(別名:BZ)	30	意図的添加に限る
33	57648 21 -2	4,6-ジクロロ-7-(2,4,5-トリクロロフェノキシ)-2-トリフルオルメチルベンズイミダゾール(別名:DTTB)	法定基準	意図的添加に限る 有害物含有家庭用品規制法規則別表第1に記載されている家庭用品以外及び同表の基準に合致する場合を除く
34	92 67 -1	4-アミノピフェニール(別名:4-アミノジフェニル)及び塩類	0.1	意図的添加に限る
35	92 93 -3	4-ニトロピフェニール(別名:4-ニトロジフェニル)及び塩類	1	意図的添加に限る
36	756 79 -6 676 97 -1 etc	C=3以下である一のアルキル基との結合以外に炭素原子との結合のない燐原子を含む化合物	30	意図的添加に限る
37	75 69 4 354 58 5 etc	CFC類	1	意図的添加に限る
38	50 29 -3	DDT(別名:1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス-4-クロロフェニルエタン)	0.01	不純物を含む
39	1511 62 -2	HBFC-22B1(別名:プロモジフルオロメタン)	1	意図的添加に限る
40	75 43 4 75 68 -3 etc	HCFE類	1	意図的添加に限る。冷凍機等の密閉状態での使用を除く
41	-	HFC類	1	意図的添加に限る。冷凍機等の密閉状態での使用を除く
42	96 80 0 2893 43 -8 etc	N,N-ジアルキルアミノエタン-2-オール(アルキル基C=3以下、N,N-ジメチルアミノエタノール及びN,N-ジエチルアミノエタノールを除く)	30	意図的添加に限る
43	2498 25 -1 2893 62 -1 etc	N,N-ジアルキルアミノエタン-2-オール(アルキル基C=3以下、N,N-ジメチルアミノエタノール及びN,N-ジエチルアミノエタノールを除く)のプロトン化塩類	30	意図的添加に限る
44	100 38 9 5842 06 -8 etc	N,N-ジアルキルアミノエタン-2-チオール(アルキル基C=3以下)	30	意図的添加に限る
45	1942 52 5 13242 44 9 etc	N,N-ジアルキルアミノエタン-2-チオール(アルキル基C=3以下)のプロトン化塩類	30	意図的添加に限る
46	96 79 7 100 35 6 etc	N,N-ジアルキルアミノエチル-2-クロライド(アルキル基C=3以下)	30	意図的添加に限る
47	869 24 9 4261 68 -1 etc	N,N-ジアルキルアミノエチル-2-クロライド(アルキル基C=3以下)のプロトン化塩類	30	意図的添加に限る
48	354 43 8 1498 54 0 etc	N,N-ジアルキルホスホルアミジク=ジハリド(アルキル基C=3以下)	30	意図的添加に限る
49	-	N,N-ジアルキルホスホルアミドシアニド酸アルキル(o-アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、N-アルキルのアルキル基C=3以下、かつ、o-アルキルのアルキル基	1	意図的添加に限る
50	28726 30 9	N,N'-ジキシリル-p-フェニレンジアミン	0.01	不純物を含む
51	4979 32 -2	N,N-ジシクロヘキシル-1,3-ベンゾチアゾール-2-スルフェンアミド	0.1	意図的添加に限る
52	620 91 7	N,N'-ジトリル-p-フェニレンジアミン	0.01	不純物を含む
53	70290 05 0	N-トリル-N'-キシリル-p-フェニレンジアミン	0.01	不純物を含む
54	3792 59 4	o-(2,4-ジクロロフェニル)=o-エチル=フェニルホスホノチオアート	0.1	意図的添加に限る
55	-	o-2-ジアルキルアミノエチル=ヒドロゲン=アルキルホスホニット(o-2-ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホニットのアルキル基C=3以下)	1	意図的添加に限る
56	-	o-2-ジアルキルアミノエチル=ヒドロゲン=アルキルホスホニット(o-2-ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホニットのアルキル基C=3以下)のアルキル化塩類	1	意図的添加に限る
57	-	o-2-ジアルキルアミノエチル=ヒドロゲン=アルキルホスホニット(o-2-ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホニットのアルキル基C=3以下)のプロトン化塩類	1	意図的添加に限る

58	77-81-6 63815-55-4 etc	<u>o-アルキル=N,N-ジアルキル=ホスホルアミドシアニダート(o-アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、o-アルキルのアルキル基C=10以下、かつ、N,N-ジアルキルのアルキル基C=3以下)</u>	0.1	意図的添加に限る
59	57856-11-8 169739-24-6 etc	<u>o-アルキル=o-2-ジアルキルアミノエチル=アルキルホスホニット(o-アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、o-アルキルのアルキル基C=10以下、かつ、o-2-ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホニットのアルキル基C=3以下)及びアルキル化塩類、プロトン化塩類</u>	1	意図的添加に限る
60	20820-80-8 21738-25-0 etc	<u>o-アルキル=s-2-ジアルキルアミノエチル=アルキルホスホノチオラート(o-アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、o-アルキルのアルキル基C=10以下、かつ、s-2-ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホノチオラートのアルキル基C=3以下)</u>	0.1	意図的添加に限る
61	-	<u>o-アルキル=s-2-ジアルキルアミノエチル=アルキルホスホノチオラート(o-アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、o-アルキルのアルキル基C=10以下、かつ、s-2-ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホノチオラートのアルキル基C=3以下)のアルキル</u>	0.1	意図的添加に限る
62	96-64-0 352-52-3 etc	<u>o-アルキル=アルキルホスホノフルオリダート(o-アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、o-アルキルのアルキル基C=10以下、かつ、アルキルホスホノフルオリダートのアルキル基C=3以下)</u>	0.1	意図的添加に限る
63	91-15-6	o-フタロジニトリル	1	意図的添加に限る
64	63918-89-8	o-マスタード(別名:ビス(2-クロロエチルチオエチル)エーテル)	0.1	意図的添加に限る
65	1336-36-3 etc.	<u>PCB(別名:ポリ塩化ビフェニール、ポリ塩素化ビフェニール)</u>	0.01	不純物を含む
66	76-16-4	PFC-116(別名:パーフルオロエタン)	1	意図的添加に限る
67	75-73-0	PFC-14(別名:パーフルオロメタン)	1	意図的添加に限る
68	76-19-7	PFC-218(別名:パーフルオロプロパン)	1	意図的添加に限る
69	75-73-0 116-14-3 etc	<u>PFC類</u>	1	意図的添加に限る
70	100-00-5	p-クロロニトロベンゼン(別名:p-ニトロクロロベンゼン)	1	意図的添加に限る
71	60-11-7	p-ジメチルアミノアゾベンゼン(別名:メチルイエロー)	1	意図的添加に限る
72	21068-51-9 34256-71-8 etc	<u>S-2-ジアルキルアミノエチル=ヒドロゲン=アルキルホスホノチオラート(s-2-ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホノチオラートのアルキル基C=3以下)及びアルキル化塩類、プロトン化塩類</u>	0.1	意図的添加に限る
73	91-08-7 26471-62-5 etc	TDI(別名:トルエンジイソシアネート、m-トリレンジイソシアネート、メチル-1,3-フェレンジイソシアネート)	1	意図的添加に限る
74	134-32-7	-ナフチルアミン及び塩類	0.1	不純物を含む
75	91-59-8	-ナフチルアミン(別名:2-ナフチルアミン)及び塩類	0.1	意図的添加に限る
76	57-57-8	-プロピオラクトン	1	意図的添加に限る
77	79-06-17	アクリルアミド	1	意図的添加に限る
78	107-13-1	アクリロニトリル(別名:アクリルニトリル)	1	意図的添加に限る
79	78-53-5	アミトン(別名:o,o'-ジエチル=s-[2-(ジエチルアミノ)エチル]=ホスホロチオラート)	30	意図的添加に限る
80	20194-81-4 etc	アミトン(別名:o,o'-ジエチル=s-[2-(ジエチルアミノ)エチル]=ホスホロチオラート)のアルキル化塩類	30	意図的添加に限る
81	3734-97-2 etc	アミトン(別名:o,o'-ジエチル=s-[2-(ジエチルアミノ)エチル]=ホスホロチオラート)のプロトン化塩類	30	意図的添加に限る
82	-	アルキルホスホノチオール酸類(アルキルホスホノチオール酸o-アルキル=s-[2-(ジアルキルアミノ)エチル](o-アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、p-アルキル及びN-アルキルのC=3以下であり、かつ、o-アルキルのアルキル基C=10以下))及びアルキル	1	意図的添加に限る
83	-	アルキルホスホノチオール酸類(アルキルホスホノチオール酸o-水素=s-[2-(ジアルキルアミノ)エチル](p-アルキル及びn-アルキルのC=3以下))及びアルキル化塩類、プロトン化塩	1	意図的添加に限る
84	309-00-2	アルドリン(別名:1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-1,4,4a,5,8,8a-ヘキサヒドロ-エキソ-1,4-エンド-5,8-ジメタノナフタレン、ヘキサクロロヘキサヒドロジメタノナフタリン)	0.01	不純物を含む
85	20859-73-8	燐化アルミニウムを含有する製剤		意図的添加に限る

86	139-87-7	エチルジエタノールアミン	30	意図的添加に限る
87	151-56-4	エチレンイミン(別名:アジリジン)	1	意図的添加に限る
88	75-21-8	エチレンオキサイド(別名:オキシラン、酸化エチレン)	0.1	意図的添加に限る。殺菌用途を除く
89	72-20-8	エンドリン(別名:1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-6,7-エポキシ-1,4,4a,5,6,7,8,8a-オクタヒドロ-エンド-1,4-エンド-5,8-ジメタノナフタレン、ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンドエンドジメタノナフタリン)	0.01	不純物を含む
90	2465-27-2 492-80-8	オーラミン	1	意図的添加に限る
91	506-82-1 7440-43-9 etc	カドミウム及びカドミウム化合物	0.1	意図的添加に限る。電子・電気部品を除く。 但し、当社製品の用途がEU指令(PoHS指令(中国版含む)、ELV指令)に該当する場合の含有量裾切値は、0.0075重量%(不純物を含む)とす
92	1310-58-3 136332-62-2	水酸化カリウム	法定基準	有害物含有家庭用品規制法規則別表第1に記載されている家庭用品以外及び同表の基準に合致する場合を除く
93	1619-34-7	キヌクリジン-3-オール(別名:(R)-キヌクリジン-3-オール)	30	意図的添加に限る
94	18540-29-9 etc	六価クロム化合物	0.1	意図的添加に限る 但し、当社製品の用途がEU指令(PoHS指令(中国版含む)、ELV指令)に該当しない用途のメッキ等表面処理部品を除く。
95	1066-30-4 7440-47-3 etc	クロム(合金含む)及びクロム化合物	1	意図的添加に限る 金属・合金・メッキ等表面処理部品を除く
96	143-50-0	クオルデコン	1	意図的添加に限る
97	57-74-9 5566-34-7 etc.	クオルデン類((別名:ブタクロール、1,4,5,6,7,8,8-ヘプタクロロ-3a,4,7,7a-テトラヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン、ヘプタクロル)	0.01	不純物を含む
98	2921-88-2	クオルピリホス(別名:チオ燐酸o,o-ジエチル-o-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル))	0.1	建築材料及び建築材料用途以外の用途を除く
99	1445-76-7	クロロサリン(別名:o-イソプロピルメチルホスホノクロリダート)	1	意図的添加に限る
100	7040-57-5	クロロソマン(別名:o-ピナコリル=メチルホスホノクロリダート)	1	意図的添加に限る
101	494-03-1	クロロナファジン(別名:N,N-ビス(2-クロロエチル)-2-ナフチルアミン)	0.1	意図的添加に限る
102	107-30-2	クロロメチルメチルエーテル	0.1	意図的添加に限る
103	8007-45-2 65996-93-2	コールタール	0.1	意図的添加に限る
104	35523-89-8	サキシトキシシ	0.1	意図的添加に限る
105	-	サリン(o-i-プロピル-メチルホスホノフルオリダート)以外のアルキルホスホノフルオリド酸アルキル(o-アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、p-アルキルのアルキル基C=3以下であり、かつ、o-アルキルのアルキル基C=10以下であるもの)	1	意図的添加に限る
106	151-50-8 143-33-9	シアン化合物(シアン化ナトリウム、シアン化カリウム)	1	意図的添加に限る。
107	74-90-8	シアン化水素	0.1	意図的添加に限る
108	24157-79-7 24192-58-3 etc	ジイソプロピルナフタレン(別名:ジ-i-プロピルナフタレン)	0.1	意図的添加に限る
109	68308-34-9	シェール油(別名:頁岩油)	0.1	意図的添加に限る
110	56-53-1	ジエチルスチルベストロール(別名:DES)	0.1	意図的添加に限る
111	13049-35-9 13049-36-0 etc	ジエチルピフェニール(別名:ジエチルジフェニル)	0.1	意図的添加に限る
112	79217-60-0	シクロスポリン	0.1	意図的添加に限る
113	75-09-2	ジクロロメタン(別名:塩化メチレン、二塩化メチレン、メチレンクロライド)	1	自社製品製造用の原料として使用する場合を除く
114	676-22-2 706-31-0 etc	シクロドデカ-1,5,9-トリエン	0.1	意図的添加に限る
115	294-62-2	シクロドデカン	0.1	意図的添加に限る
116	50-18-0	シクロホスファミド	0.1	意図的添加に限る
117	115-32-2	ジコホル(別名:2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール、ケルセン)	0.01	不純物を含む
118	156-59-2	シス-1,2-ジクロロエチレン(別名:cis-1,2-ジクロロエチレン)	1	意図的添加に限る
119	-	ジプロモジフルオロエタン	1	意図的添加に限る

120	-	ジブロモジフルオロプロパン	1	意図的添加に限る
121	-	ジブロモテトラフルオロプロパン	1	意図的添加に限る
122	-	ジブロモトリフルオロエタン	1	意図的添加に限る
123	-	ジブロモトリフルオロプロパン	1	意図的添加に限る
124	358-97-4	ジブロモフルオロエタン	1	意図的添加に限る
125	-	ジブロモフルオロプロパン	1	意図的添加に限る
126	1868-53-7	ジブロモフルオロメタン	1	意図的添加に限る
127	-	ジブロモペンタフルオロプロパン	1	意図的添加に限る
128	26898-17-9 29589-57-9 etc	ジベンジルトルエン	0.1	意図的添加に限る
129	53-70-3	ジベンゾ[a,h]アントラセン	法定基準	有害物含有家庭用品規制法規則別表第1に記載されている家庭用品以外及び同表の基準に合致する場合を除く
130	132-64-9	ジベンゾフラン(別名:ジフェニレンオキサイド)	1	意図的添加に限る
131	57912-86-4 71911-41-6 etc	ジベンテンダイマー及び水素添加物	0.1	意図的添加に限る
132	13171-21-6	ジメチル(ジエチルアミド-1-クロロクロトニル)ホスフェイト(別名:ホスファミドン)	1	意図的添加に限る
133	152-16-9	シュラーダン(別名:オクタメチルピロホスホルアミド)	1	意図的添加に限る
134	630-10-4 7782-49-2 etc	セレン(合金含む)及びセレン化合物	1	意図的添加に限る。裾切り値は金属に換算 金属・合金・メッキ等表面処理部品を除く
135	14807-96-6	タルク(石綿を含有するもの)	0.1	石綿含有量が0.1重量%(不純物を含む)未満を除く
136	111-48-8	チオジグリコール(別名:ビス(2-ヒドロキシエチル)スルフィド)	30	意図的添加に限る
137	52-24-4	チオテパ	0.1	意図的添加に限る
138	60-57-1	ディルドリン(別名:ヘキサクロロエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン、1,2,3,4,10,10-ヘキサクロロ-6,7-エポキシ-1,4,4a,5,6,7,8,8a-オクタヒドロ-エキソ-1,4-エンド-5,8-ジメタノナフタレン)	0.01	製品が有害物含有家庭用品規制法の家庭用品である場合の裾切り値は、同法基準(不純物を含む)とする
139	107-49-3	テトラエチルピロホスフェイト(別名:TEPP)	1	意図的添加に限る
140	127-18-4	テトラクロロエチレン(別名:パークロロエチレン)	1	意図的添加に限る 製品が有害物含有家庭用品規制法の家庭用品である場合の裾切り値は、同法基準とする
141	-	テトラブロモジフルオロプロパン	1	意図的添加に限る
142	-	テトラブロモトリフルオロプロパン	1	意図的添加に限る
143	-	テトラブロモフルオロエタン	1	意図的添加に限る
144	-	テトラブロモフルオロプロパン	1	意図的添加に限る
145	8001-35-2	トキサフェン	0.01	不純物を含む
146	35860-37-8	トリイソプロピルナフタレン	1	意図的添加に限る
147	102-71-6	トリエタノールアミン	30	意図的添加に限る
148	42343-17-9 76804-33-6 etc	トリエチルピフェニール	0.1	意図的添加に限る
149	79-01-6	トリクロロエチレン	1	意図的添加に限る 製品が有害物含有家庭用品規制法の家庭用品である場合の裾切り値は、同法基準とする
150	76-06-2	トリクロロニトロメタン(別名:クロロピクリン)	30	意図的添加に限る
151	126-72-7	トリス(2,3-ジブromoプロピル)ホスフェイト(別名:リン酸トリス(2,3-ジブromoプロピル))	法定基準	有害物含有家庭用品規制法規則別表第1に記載されている家庭用品以外及び同表の基準に合致する場合を除く
152	555-77-1	トリス(2-クロロエチル)アミン(別名:HN3、2,2',2''-トリクロロトリエチルアミン)	0.1	意図的添加に限る
153	545-55-1	トリス-1-アジリジニルホスフィンオキシド(別名:APO)	法定基準	有害物含有家庭用品規制法規則別表第1に記載されている家庭用品以外及び同表の基準に合致する場合を除く
154	-	トリブロモジフルオロエタン	1	意図的添加に限る
155	-	トリブロモジフルオロプロパン	1	意図的添加に限る
156	-	トリブromoテトラフルオロプロパン	1	意図的添加に限る

157	-	トリプロモトリフルオロプロパン	1	意図的添加に限る
158	-	トリプロモフルオロエタン	1	意図的添加に限る
159	-	トリプロモフルオロプロパン	1	意図的添加に限る
160	299 -75 -2	トレオサルファン	0.1	意図的添加に限る
161	1310 -73 -2	水酸化ナトリウム(別名:カセイソーダ)	法定基準	有害物含有家庭用品規制法規則別表第1に記載されている家庭用品以外及び同表の基準に合致する場合を除く
162	7440 -02 -0 13463 -39 -3 26024 -55 -5 etc	ニッケル化合物(ニッケルカルボニルを含む)	0.1	意図的添加に限る。裾切り値は金属に換算 メッキ用途、金属・合金・メッキ等表面処理部品を除く
163	628 -96 -6	ニトログリコール(別名:二硝酸エチレン=グリコール)	1	意図的添加に限る
164	1763 -23 -1	パーフルオロオクタンスルホン酸	1	意図的添加に限る
165	306 -98 -9 335 -27 -3 26637 -68 -3	パーフルオロ(1,2-ジメチルシクロヘキサン)	0.1	意図的添加に限る
166	1314 -62 -1	五酸化バナジウム	1	意図的添加に限る
167	56 -38 -2	パラチオン(別名:ジエチル p-ニトロフェニルチオホスフェイト)	1	意図的添加に限る
168	353 -59 -3	ハロン -1211(別名:プロモクロロジフルオロメタン)	1	消化剤として密閉状態での使用を除く
169	75 -63 -8	ハロン -1301(別名:プロモトリフルオロメタン)	1	消化剤として密閉状態での使用を除く
170	124 -73 -2 25497 -30 -7 etc	ハロン -2402(別名:ジプロモテトラフルオロエタン)	1	消化剤として密閉状態での使用を除く
171	5412 -25 -9	ビス(2,3-ジプロモプロピル)ホスフェート化合物	法定基準	有害物含有家庭用品規制法規則別表第1に記載されている家庭用品以外及び同表の基準に合致する場合を除く
172	538 -07 -8	ビス(2-クロロエチル)エチルアミン(別名:HN1、2,2'-ジクロロトリエチルアミン)	0.1	意図的添加に限る
173	63918 -90 -1	ビス(2-クロロエチルチオメチル)エーテル	0.1	意図的添加に限る
174	51 -75 -2	ビス(2-クロロエチル)メチルアミン(別名:HN2、2,2'-ジクロロ-N-メチルジエチルアミン)	0.1	意図的添加に限る
175	63869 -13 -6	ビス(2-クロロエチルチオ)メタン	0.1	意図的添加に限る
176	542 -88 -1	ビスクロロメチルエーテル	0.1	意図的添加に限る
177	55 -98 -1	ブスルファン(別名:1,4-ブタンジオールジメタンスルホネート、 . . . -ビス(メタンスルホニルオキシ)アルカン(C=3~5))	0.1	意図的添加に限る
178	74 -97 -5	プロモクロロメタン	1	意図的添加に限る
179	359 -07 -9	プロモジフルオロエタン	1	意図的添加に限る
180	-	プロモジフルオロプロパン	1	意図的添加に限る
181	124 -72 -1	プロモテトラフルオロエタン	1	意図的添加に限る
182	-	プロモテトラフルオロプロパン	1	意図的添加に限る
183	421 -06 -7	プロモトリフルオロエタン	1	意図的添加に限る
184	-	プロモトリフルオロプロパン	1	意図的添加に限る
185	762 -49 -2	プロモフルオロエタン	1	意図的添加に限る
186	-	プロモフルオロプロパン	1	意図的添加に限る
187	373 -52 -4	プロモフルオロメタン	1	意図的添加に限る
188	2252 -78 -0	プロモヘキサフルオロプロパン	1	意図的添加に限る
189	-	プロモペンタフルオロプロパン	1	意図的添加に限る
190	87 -68 -3	ヘキサクロロブタ -1,3 -ジエン	0.01	不純物を含む
191	118 -74 -1	ヘキサクロロベンゼン	0.01	不純物を含む
192	-	ヘキサプロモフルオロプロパン	1	意図的添加に限る
193	1304 -56 -9 7440 -41 -7 etc	ベリリウム及びベリリウム化合物	0.1	意図的添加に限る。裾切り値は金属に換算 3%未満含有する合金を除く
194	92 -87 -5 119 -90 -4 etc	ベンジジン類及び塩類	0.1	意図的添加に限る
195	71 -43 -2	ベンゼン	0.1	意図的添加に限る

196	56-55-3	ベンゾ[a]アントラセン	法定基準	有害物含有家庭用品規制法規則別表第1に記載されている家庭用品以外及び同表の基準に合致する場合を除く
197	98-07-7	ベンゾトリクロリド(別名:ベンゾトリクロライド)	0.1	不純物を含む
198	50-32-8	ベンゾピレン(ベンゾ[a]ピレン)	法定基準	有害物含有家庭用品規制法規則別表第1に記載されている家庭用品以外及び同表の基準に合致する場合を除く
199	87-86-5 131-52-2 etc	ペンタクロロフェノール(別名:PCP)及び塩類	1	意図的添加に限る
200	-	ペンタブロモジフルオロプロパン	1	意図的添加に限る
201	-	ペンタブロモフルオロプロパン	1	意図的添加に限る
202	75-44-5	ホスゲン(別名:二塩化カルボニル)	30	意図的添加に限る
203	676-99-3 677-42-9 etc	ホスホニルジフルオリド類(アルキルホスホニルジフルオリド(C=3以下))	1	意図的添加に限る
204	597-07-9 53279-98-4 etc	ホスホルアミダート類(ジアルキル=N,N-ジアルキルホスホルアミダート(ジアルキル及びN,N-ジアルキルホスホルアミダートのアルキル基C=3以下であるもの))	30	意図的添加に限る
205	1321-64-8 1321-65-9 etc.	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上)	0.01	不純物を含む
206	50-00-0	ホルムアルデヒド	0.1	意図的添加に限る 天然の木及びそれを加工した木質材料は除く 製品が有害物含有家庭用品規制法の家庭用品である場合の裾切値は、同法基準とする
207	2385-85-5	マイレックス	0.01	不純物を含む
208	505-60-2	マスタードガス(別名:ビス(2-クロロエチル)スルフィド)	0.1	意図的添加に限る
209	632-99-5	マゼンタ(別名:4-[(4-アミノフェニル)(4-イミノ-2,5-シクロヘキサジエン-1-イリデン)メチル]-2-メチルベンゼンアミン塩酸塩、CIペーシックバイオレット14)	1	意図的添加に限る
210	598-62-9 636-13-5 etc	マンガン及びマンガン化合物	1	意図的添加に限る。裾切り値は金属に換算 金属・合金・メッキ等表面処理部品、電子・電気部品を除く
211	67-56-1	メタノール(別名:メチルアルコール)	法定基準	意図的添加に限る 有害物含有家庭用品規制法規則別表第1に記載されている家庭用品以外及び同表の基準に合致する場合を除く
212	105-59-9	メチルジエタノールアミン	30	意図的添加に限る
213	8022-00-2	メチルジメトン(別名:ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト)	1	意図的添加に限る
214	298-00-0	メチルパラチオン(別名:ジメチル p-ニトロフェニルチオホスフェイト)	1	意図的添加に限る
215	640-19-7	モノフルオール酢酸アミド	1	意図的添加に限る
216	144-49-0	モノフルオール酢酸及び塩類	1	意図的添加に限る
217	9009-86-3	リシン	0.1	意図的添加に限る
218	608-73-1	リンデン(別名:1,2,3,4,5,6-ヘキサクロロシクロヘキサン)	1	意図的添加に限る
219	541-25-3 34461-56-8	ルイサイト1(別名:2-クロロビニルジクロロアルシン)	0.1	意図的添加に限る
220	40334-69-8	ルイサイト2(別名:ビス(2-クロロビニル)クロロアルシン)	0.1	意図的添加に限る
221	40334-70-1	ルイサイト3(別名:トリス(2-クロロビニル)アルシン)	0.1	意図的添加に限る
222	762-04-9	亜リン酸ジエチル	30	意図的添加に限る
223	868-85-9	亜リン酸ジメチル	30	意図的添加に限る
224	122-52-1	亜リン酸トリエチル	30	意図的添加に限る
225	121-45-9	亜リン酸トリメチル	30	意図的添加に限る
226	10025-67-9	一塩化硫黄	30	意図的添加に限る
227	10024-97-2	一酸化二窒素	1	意図的添加に限る
228	7439-92-1 etc	鉛及び鉛化合物	1	塩ビ樹脂の安定剤及び当社製品の用途がEU指令(PoHS指令(中国版含む)、ELV指令)に該当しない用途の場合は金属・合金・メッキ等表面処理部品を除く。裾切り値は金属に換算 但し、当社製品の用途がEU指令(PoHS指令(中国版含む)、ELV指令)に該当する場合の含有量裾切値は、0.1重量%(不純物を含む)とする

229	18993 -26 -5 etc	塩素化パラフィン(別名:塩化パラフィン)(C=11、CL=7~12)	0.1	意図的添加に限る
230	506 -77 -4	塩化シアン	30	意図的添加に限る
231	7719 -09 -7	塩化チオニル	30	意図的添加に限る
232	75 -01 -4	塩化ビニル(別名:塩化ビニール、クロロエチレン)	1ppm	不純物を含む。塩ビ樹脂製造用途及び塩ビポリマーを使用していない原材料等を除く
233	10025 -87 -3	塩化ホスホリル	30	意図的添加に限る
234	7647 -01 -0	塩化水素	法定基準	有害物含有家庭用品規制法規則別表第1に記載されている家庭用品以外及び同表の基準に合致する場合を除く
235	7782 -50 -5	塩素ガス	1	意図的添加に限る。塩ビ樹脂の改質用途を除く
236	-	鉱油(未処理あるいは粗処理)	0.1	意図的添加に限る
237	75 -74 -1 1762 -26 -1 etc	四アルキル鉛	0.1	意図的添加に限る
238	56 -23 -5	四塩化炭素	1	意図的添加に限る
239	595 -90 -4	テトラフェニル錫	0.1	意図的添加に限る
240	76 -87 -9 56 -36 -0 etc	トリフェニル錫類(別名:TPT類)	法定基準	有害物含有家庭用品規制法規則別表第1に記載されている家庭用品以外及び同表の基準に合致する場合を除く
241	1067 -97 -6 1461 -22 -9 etc	トリブチル錫類(別名:TBT類)	法定基準	有害物含有家庭用品規制法規則別表第1に記載されている家庭用品以外及び同表の基準に合致する場合を除く
242	56 -35 -9	ビス(トリブチル錫)オキサイド(別名:TBT0)	0.01	不純物を含む
243	56307 -79 -0 66115 -57 -9 etc	ポリ臭化ビフェニール類(別名:PBB)	0.1	意図的添加に限る
244	31153 -30 -7 40088 -47 -9 etc	ポリ臭化ビフェニールエーテル類(別名:PBBE、PEDE)	0.1	医療器、制御機器及び工業用途以外の電気・電子機器又はその用途向けのもので意図的添加に限る
245	74 -83 -9	臭化メチル(別名:プロモメチル、プロモメタン)	1	意図的添加に限る
246	591 -89 -9 631 -60 -7 etc	水銀及び水銀化合物	0.1	意図的添加に限る。裾切り値は金属に換算 製品が有害物含有家庭用品規制法の家庭用品である場合の裾切り値は、同法の基準とする。 真空度計、温度計等で工程中及び蛍光灯・水銀灯等の照明器具での使用
247	1087 -02 -1 20273 -27 -2 etc	水素化テルフェニル	0.1	意図的添加に限る
248	14808 -60 -7 14464 -46 -1	石英結晶	0.1	意図的添加に限る 粉状のものに限る
249	1332 -21 -4 12172 -73 -5 etc	石綿(別名:アスベスト)及びその含有物	0.1	意図的添加に限る 厚生労働省が定めるポジティブリストのハット、ガスクットを除く
250	1344 -67 -8 3251 -23 -8 etc	銅化合物(水溶性のものに限る)	1	意図的添加に限る。裾切り値は金属に換算 農業用の非耐久性消費財製品以外の用途を除く 水溶性:常温で水に1wt%以上溶解すること
251	7664 -39 -3	弗化水素	1	意図的添加に限る
252	74 -88 -4	沃化メチル(別名:沃化メタン)	1	意図的添加に限る
253	2551 -62 -4	六弗化硫黄	1	意図的添加に限る。密閉状態での使用を除く
254	10545 -99 -0	二塩化硫黄	30	意図的添加に限る
255	7783 -06 -4	硫化水素	1	意図的添加に限る
256	7664 -93 -9	硫酸	法定基準	有害物含有家庭用品規制法規則別表第1に記載されている家庭用品以外及び同表の基準に合致する場合を除く
257	77 -78 -1	硫酸ジメチル(別名:ジメチル硫酸、別名:ジメチルスルフェート)	1	意図的添加に限る
258	7719 -12 -2	三塩化燐	30	意図的添加に限る
259	10026 -13 -8	五塩化燐	30	意図的添加に限る
260	7440 -38 -2 58 -36 -6 etc	砒素及び砒素化合物	0.1	意図的添加に限る。裾切り値は金属に換算。電子・電気部品を除く

削減対象物質リスト

1. 2007年3月31日以前に調達を開始した商品に使用禁止物質が含有されている場合は、削減対象とする。
2. 但し、その含有量が含有量裾切り値未満又は各物質毎に定める適用除外に該当する場合は、対象外とする